

国内経済要録

◇銀行券発行限度の引上げ

銀行券の発行限度は、昭和31年12月 6,500 億円に引き上げられたままであったが、今般政府ではこれを 8,000 億円に引き上げることとし、6月10日から実施した。

今回の引上げは、①33年11月以降限外発行が継続していること、②最近の日本銀行券の発行高の趨勢および本年度中の経済情勢などを考慮すれば、これを上記程度に引き上げることが適当と考えられること、などの理由により行なわれたものである。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の変更

ニューヨークにおける市中金利の上昇に伴い、本邦側甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーザンス金利を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
6月29日	年利 5.875%以上	年利 6%以上

◇コール取引の自主的改善

全国銀行協会連合会では、このほど金融正常化の一つとして次のようなコール取引の自主的改善措置を決定、7月15日から実施することとなった。

(改善措置の概要)

(1) 勘定科目の分離

従来コール資金として取り扱ってきたもの(今後の新規分を含む)のうち次の基準に該当するもののみをコールローン(またはコールマネー)とし、それ以外のものは手形貸付(または借入金)として経理する。

(イ) 担保

確実な担保付であるもの(担保の範囲は国債、政府保証債、優良地方債、金融債、優良事業債、短資取引担保株式預り証および優良な手形とする)。

(ロ) 条件

翌日もの、無条件ものおよび1か月以内据置のもの。

(2) レート

当分の間次の通りとする。

(イ) コール

出上手レートの最高を日歩2銭3厘とする。

(ロ) 手形貸付(再割引を含む)

最高金利を日歩2銭3厘とする。

なお、大蔵省の銀行経営指導に当っては上記手形貸付分は、①預貸率算定上の貸出には算入しない、②流動資

産比率算定上の流動資産には算入する、③支払準備率算定上の準備資産には算入しない、こととなった。

◇中小企業退職金共済事業団の発足

中小企業退職金共済法(5月9日公布、施行)に基づき7月1日標記事業団が発足した。その業務内容は次の通り。

(1) 中小企業者と契約(共済契約)を結び、掛金を徴収して中小企業の退職者に所定の退職金を支給する。

(2) 共済契約者となりうる中小企業者の範囲は、従業員100人以下(金融業、保険業、不動産業、卸小売業などは30人以下)に限る。なお本制度はいわゆる任意包括加入制とする。

(3) 掛金は従業員1人につき月200～1,000円。掛金は事業主負担(法人税法上損金として扱われる)。

(4) 退職金給付については国庫補助(掛金納付5～10年5%、10年以上10%)があり、事業団の事務費用は全額国庫負担。

(5) 事業団の掛金徴収、退職金支払事務は、金融機関に委託することができる。

(6) 事業団の余裕金運用対象は、不動産、労働大臣および通産大臣の指定する有価証券またはその指定する金融機関への預金、金銭信託に限る(ただし一定金額は資金運用部に預託しなければならない)。

(注) 事業団に対する事務費補助として50百万円が本年度予算に計上されている。

◇昭和34年産米価格の決定

政府は7月14日の閣議で、34年産米価格などについて次の通り決定した。

(1) 基本米価は9,715円(玄米石当り前年9,700円)、諸加算金を加えた生産者価格(農家手取価格)は10,333円(前年実績10,256円)とする。

(2) 消費者価格(現行10キログラム当り850円)は据置く。

なお、予約概算金支払(石当り2,000円)、予約減税(石当り1,400円を控除)などについては前年通りとなっているほか、34年産米集荷目標(中央米穀売渡推進協議会目標)は前年実績(5,088千トン、33,916千石)を約3.0%上回る5,237千トン(34,916千石)と決定されている。